

Q & A

【申請手続き等】

Q 1 令和6年度下期の一般助成事業からのルール変更について教えてください。

A 1 令和6年度上期より一般助成について、ルールを変更していましたが、再度見直しを行いました。

その結果、下記のとおりに変更して実施いたします。

- ①青少年健全育成活動を「事業の立ち上げ」と「定着」を支援することを基本とする。
- ②各事業の初度の採択から3年の助成を原則とする。
- ③ただし、「事業の成果と課題に基づく改善方策」、「事業の継続に向けた人材・財源を含めた6年目以降の将来像」を提出いただくことにより、事業継続に向けた取り組みを促すことを目的に、4年目、5年目についても助成申請を可とする。

Q 2 令和5年度時点で、助成について3年目に到達しました。令和6年度より、引き続き提出が可能ということでしょうか。

A 2 令和5年度までは通算して3年間（連続または隔年）の助成に達した場合、2年間申請できないルールでしたが、令和6年度からは、引き続き申請が可能となりました。

ただし、令和6年度下期より、4年目、5年目での申請書を提出の際は、必ず「事業の成果と課題に基づく改善方策」、「事業の継続に向けた人材・財源を含めた6年目以降の将来像」を提出いただく必要があります。

6年目以降は申請できませんので、ご注意ください。

なお、感染症の流行による開催見合わせ、他の助成金の活用等により、間隔が空いた場合は、事務局までお問い合わせください。（累計申請回数は最大5回）

Q 3 昨年までに申請した事業とは異なる事業で、今年度は申請したいと思います。その場合、どのような扱いになりますか？

A 3 「異なる事業」が初めて助成を受けようとする事業の場合は、1年目の事業として取り扱うこととなります。

なお、「異なる事業」に該当するかどうかは委員会で決定しますが、事業の中核部分に新規性がなく、「対象者」「開催場所」「開催期間」等のみの変更は含みません。

また、同じ内容の事業を他の団体が引き継ぐ場合は、新規事業として扱うことができません。

Q 4 助成可能期間が、最長5年に変更しましたが、感染症の流行状況などにより、事業を見合わせた年がありました。間隔が空いてしまった場合は、提出ができないのでしょうか？

A 4 事業を実施される際、感染症の流行状況などにより、該当助成の申請に間隔が空いてしまった場合に関しましては、事務局までご相談ください。(累計申請回数は最大5回)

Q 5 新たに事業を複数行うことになりました。複数申請しても大丈夫ですか？
また、上期、下期ともに申請書を提出することは可能ですか？

A 5 1 団体につき1年度内に1事業のみの申請となります。
そのため、上期に助成を受けた場合には、下期に申請はできません。

Q 6 他の団体から助成を受けている場合(予定を含む)でも、申請は可能ですか？

A 6 1 県から助成を受けている事業は申請できません。
2 上記1以外の団体からの助成の場合、本助成金と併用できます。ただし、団体等によっては併用できない場合がありますので、ご確認のうえ申請してください。

Q 8 団体を設立してから1年経っていませんが、申請は可能ですか？

A 8 申請できません。
県域で1年以上活動している団体が助成対象となります。
※ 令和6年度上期の場合、令和5年3月31日以前に設立し、現に活動を行っている団体が対象となります。

Q 9 団体に所属する青少年メンバーでキャンプに行くことになりました。申請は可能ですか？

A 9 対象外となります。
ただし、団体に所属していない青少年にも募集を掛けて、実施する場合は対象となります。
その場合、参加者募集方法など、具体的に申請書に記載してください。

Q 10 舞台鑑賞や音楽鑑賞などの「鑑賞」を目的とする事業に関する申請は可能ですか？

A 10 私共の助成金は、芸術や音楽などの「鑑賞」を目的とする事業への助成は対象外となります。ただし、青少年が芸術や音楽活動などに参加するなどの、体験活動となっている場合は、助成の対象となります。具体的に「青少年たちがどのような形で事業に関わるのか」などを申請書に記載してください。

Q 1 1 地域の子供達が参加するお祭りなどへの申請は可能ですか？

A 1 1 参加する青少年が運営に携わるなど、ただ単に「観衆」になるのではなく、社会参加や世代間交流、地域間交流に参加していれば申請は可能です。
ただし「子ども会」など、自団体のメンバーのみの参加の場合は、対象外となります。

【助成対象経費】

Q 1 2 スタッフに謝金を出そうと思うのですが、助成対象ですか？

A 1 2 申請する団体のスタッフの謝金は対象外経費となります。

Q 1 3 スタッフの交通費はどのような取り扱いですか？

A 1 3 スタッフの交通費は公共交通機関の利用の場合は、実費となります。
自家用車使用の場合は、全行程距離 (km) × ○○円 (距離単価：37円以下で設定のこと) で計上してください。
全行程距離数を確認するため、Google マップなどで距離数を表示させた状態での地図を必ず報告書に添付してください。
※距離は、往復の総距離合計を算出し、1km未满是切捨て。
※タクシー利用、自動二輪車、自転車、徒歩の場合は交通費の対象外。

Q 1 4 自家用車使用で高速道路を利用する際、ETC利用を予定しています。可能でしょうか？

A 1 4 ETCを利用いただくことは可能です。
ただし、利用実績を確認するために以下のいずれかの書類を必ず添付してください。
【必要書類 (1種類で可)】
利用証明書 (ホームページ等から入手可)、カード会社の請求明細書等、内訳のわかるもの。

Q 1 5 自家用車使用時に、有料駐車場を利用する場合は、助成対象になりますか？

A 1 5 「旅費」として、助成対象です。
報告書を提出いただく際に領収書が必要となりますので、必ず利用される駐車場で、領収書をもってください。

Q 1 6 キャンプ等を行った際のスタッフ分の参加費や参加に掛かる費用を助成していただくことは可能ですか？

A 1 6 スタッフ分の費用 (交通費は除く) は助成対象外です。
この場合、自己資金で賄うようにしてください。

Q 1 7 インターネット通販（EC サイト）を通じ物品を購入する予定です。団体名ではなく、個人名での購入でも可能でしょうか？

A 1 7 申請時に記載される、代表者名、または、担当者名での購入であれば、可能です。

Q 1 8 事業を行うにあたり、子供達が使用する物品を複数個購入する予定です。助成対象となりますか？

A 1 8 申請事業に直接使用する物品（例：工作材料等）で、事業終了後、団体に他の活用に流用しないものであれば、物品の種類問わず購入可能です。

Q 1 9 物品を購入した際は、領収書と明細書の両方とも必要ですか？

A 1 9 必ず領収書の添付をお願いしております。ただし、領収書が金額や「〇〇代」などの記載のみで、明細（品目、数量、価格など）がわからない場合は、明細書（請求書、納品書でも可）の添付もお願いしています。

Q 2 0 事業を行うにあたり、ホームページ更新を行うことになり、更新料が発生しました。助成対象となりますか？

A 2 0 ホームページ更新料は、団体等の維持、運営費に該当するものとして取り扱いますので、対象外となります。

Q 2 1 前回申請した事業が残念ながら不採択となりました。再度、同じ事業で申請は可能でしょうか？

A 2 1 令和6年度下期から、不採択の通知書に参考として、不採択の理由を記載しますので、その点の改善等を行ったうえで、再度チャレンジしてください。